様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

平成29年6月22日

和歌山県知事　　殿

提出者　住友不動産株式会社

住　所　和歌山県和歌山市三木町中ノ丁15
フコク生命ビル1階

氏　名　住友不動産株式会社　新築そっくりさん事業本部
戸建第三事業所　大阪南エリア（和歌山営業所）
エリア統括　鎌松　秀輔
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　073-402-3973

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友不動産株式会社　新築そっくりさん事業本部 戸建第三事業所　大阪南エリア（和歌山営業所）
事業場の所在地	和歌山県和歌山市三木町中ノ丁15 フコク生命ビル1階
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建築リフォーム工事業（0661）
②事業の規模	2648000千円
③従業員数	52人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場 ↓ 収集運搬（委託契約） ↓　↓ 中間処理（委託契約）　積替え保管（委託契約） ↓　↓ 最終処理業者・再生利用業者・熱回収業者 （飛散散性アスベストは最終処分場と直接委託契約）

㊞　パス
1234

（第２面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

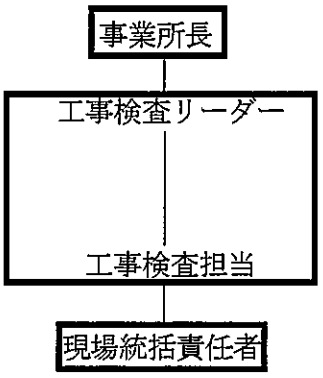

←処理計画統括責任者

←処理計画作成担当
←廃棄物担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　28　年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
	排　出　量	別紙1のとおり　t
	（これまでに実施した取組） リフォーム工事において、産業廃棄物の発生を極力抑えるため、出来る限り既存を活かしての工事の実施。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
	排　出　量	別紙1のとおり　t
	（今後実施する予定の取組） 上記取り組みの実施。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類、木くず、金属くず、石膏ボード等分別するとともに、石綿含有廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、処分を実施。

	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記取り組みの実施。

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	①現状	【前年度（　28　年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0　t
		（これまでに実施した取組）	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0　t
		（今後実施する予定の取組）	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	①現状	【前年度（　28　年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0　t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0　t
		（これまでに実施した取組）	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0　t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0　t

		（今後実施する予定の取組）

（第４面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
	①現状	【前年度（　28　年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0　t
		（これまでに実施した取組）	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0　t
		（今後実施する予定の取組）	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	①現状	【前年度（　平成28　年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
		全処理委託量	１１４１．１４９　t
		優良認定処理業者への処理委託量	0　t
		再生利用業者への処理委託量	0　t
		認定熱回収業者への処理委託量	0　t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0　t

		（これまでに実施した取組） 電子マニフェスト対応可能な処理業者であるとともに、委託基準に従って産業廃棄物の処理を行える業者を選定している。

（第５面）

	②計画	【目標】

産業廃棄物の種類	木くず・金属くず・がれき類・建設混合廃棄物・がれき
全処理委託量	１２５５．６４ t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t
再生利用業者への処理委託量	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

（今後実施する予定の取組）

委託処理業者へ焼却処理している産業廃棄物をなるべく再生利用する様、更なる指示、推進の予定でおります。優良認定処理業者への委託を考えております。

※事務処理欄	

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	木くず		金属くず		がれき類		建設混合廃棄物		がれき					
排出量	391.5	355.905	115.1	104.638	712.56	647.786	11.3	10.27	25.18	22.889				
自ら再生利用する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら熱回収する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら中間処理により減量する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
全処理委託量	391.5	355.905	115.1	104.638	712.56	647.786	11.3	10.27	25.18	22.889				
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				